

桂坂はなみずき自治会会則

第一章 総則

(名称)

第一条 本自治会の名称は、桂坂はなみずき自治会（以下「本会」）と言う。

(目的)

第二条 本会は、会員相互の親睦を図ると共に、健全で明るい街づくりを目指し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第三条 本会は、前条の目的達成のためつぎの事業を行う。

- (1) 住環境及び生活の向上に関する事。
- (2) 青少年の健全育成及び体育、文化の振興に関する事。
- (3) 保健衛生、社会福祉及び福利厚生に関する事。
- (4) 防犯、防火、防災、交通安全及び公害対策に関する事。
- (5) 市、府政の行う行事への参加、協力に関する事。
- (6) 会員家族の弔慰に関する事。
- (7) 桂坂学区自治連合会に加入し、他自治会と協調して地域社会の発展に寄与すること。
- (8) サンシティ桂坂ロイヤル団地管理組合と協調し住環境の整備につとめること。
- (9) その他本会の目的達成に必要と認められること。

第二章 会員および班長

(構成)

第四条 本会は、サンシティ桂坂ロイヤルマンション（以下「本マンション」）に居住する住民で構成する。

(会員の資格)

第五条 会員の資格は本マンションへの入居をもって、本会への入会とみなす。また転居をもって退会とする。

- (1) 会員の加入単位は、その所帯とする。
- (2) 所帯の代表者の入会をもって、その同居者をも含めた入会とする。
- (3) 原則として転居以外の退会は認めない。

(機関)

第六条 本会にはつぎの機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 四役会
- (3) 班長会

(班の構成)

第七条 一班は6世帯以上をもって組織する。班員が1月1日において6世帯未満となった場合は、新年度より前後の班と統合する。

(班長の選出)

第八条 班別班長当番順位表にのっとり、各班からそれぞれ1名の班長を選出する。

各班の班長選出方法は、1年ごとの輪番制とする。輪番は、初年度班長の号室番号より大きい数字順を原則とし、各班員の合議により決定する。

- (1) 新規に入会された場合も、前項当番順位に従う。
- (2) 統合を行った場合は、統合前の班から交互に選出するが、人数の多い班から先に行う。

(役員、班長の構成)

第九条 役員構成はつぎの通りとし、班長は定期総会において決定する。また、班長の担当業務については班長会において決定する。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会 計 1名
- (4) 書 記 1名

(5) 参 与 3名

(役員、班長の職務)

第十条 役員および班長の職務はつぎの通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、本会の業務を統括し、総会、四役会、班長会の召集を行う。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその業務を代行する。又、業務運営の円滑化に努力する。
- (3) 会計委員は本会の会計業務を担当し、前、後期会計報告及び年次収支決算ならびに新年度予算編成作業を行う。
- (4) 書記は議案書及び議事録を作成し会員に報告、連絡する。
- (5) 会計監査委員は前、後期会計報告に基づく各帳票の検収、ならびに年度末会計監査を行う。
- (6) 各班長は、四役ならびに各種団体との密接な連絡のもと、その担当業務を行う。
- (7) 本会の活動、行事に関連して、市、府およびその他公的機関よりの各班長への金品の授与については、本会にすべて報告の上、その収入については本会にそのすべてを委任する。
- (8) 参与は前年度の実績をもとに、会長、役員及び班長の補助、手助けをする。

(役員、班長の任期)

第十一条 役員、班長の任期は1年とする。

- (1) 役員、班長に欠員が生じた場合。会長はつぎの原則に従って後任者を任命する。
この場合、第九条の規定は適用しない。
 - ① 役員、班長に欠員が生じた場合、その所属する班の互選によって後任者を選出する。
 - ② 前項①によることが出来ない場合は班長会の互選によって後任者を選出する。
 - ③ 前項②によることが出来ない場合、会長は会員の中からその職務を代行する者を任命する事が出来る。
- (2) 前項(1)の場合、新任者の任期は前任者の残任期間とする。
- (3) 前項(1)の欠員補充及び代行任命があった場合、会長はただちにこれを会員に公示しなければならない。又、会長はこれをつぎの総会に報告し、承認を得なければならない。

(役員、班長の辞任)

第十二条 役員、班長が会員資格を喪失したときは、辞任しなければならない。

疾病等やむを得ない事情によって役員、班長が任務を遂行しがたい場合は、会長は四役会の審議に基づいて辞任の承認の可否を決定する。

- (2) 役員、班長の辞任が有った場合、会長はこれをつぎの総会に報告し、承認を得なければならない。

第三章 会議

(総会)

第十三条 総会は自治会の最高議決機関であり、全会員で構成する。

- (1) 定期総会は毎年1回3月もしくは4月に開催するものとし、その招集は自治会長が行う。
- (2) 自治会長が必要と判断したときは、臨時総会を開催する。
- (3) 重要事項の審議、決定のため、会員の5分の1以上の要請が有るときは、会長は臨時総会を開催しなければならない。
- (4) 総会は、会員の2分の1（委任状含む）以上の出席で成立し、議決は出席者（委任状含む）の過半数をもって可決される。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- (5) 議長はその総会において、随時決定する。

(議決事項)

第十四条 総会の議決承認を必要とする事項は次の通りとする。

- (1) 会則の改廃
- (2) 役員及び班長の構成
- (3) 班長の任命及び解任

- (4) 年次収支決算及び新年度予算
- (5) 事業報告及び事業計画
- (6) その他本会の運営に関する重要事項

(四役会)

第十五条 会長、副会長、会計委員、及び書記をもって、四役会を構成する。

- (1) 四役会は自治会運営のため基本計画の立案を行う。
- (2) 四役会の召集は、必要に応じて会長が行う。

(班長会)

第十六条 四役会の立案事項を審議、実施するため、あるいは総会で議決した事項を円滑に進めるために、自治会委員で班長会を構成する。

- (1) 班長会の召集は必要に応じて自治会長が行う。
- (2) 班長会は、班長会の3分の2以上（委任状含む）の出席で成立し、議決は合議制とる。

第四章 会計

(会費)

第十七条 自治会の運営に必要な会費を世帯あたり徴収する。

- (1) 自治会費は、1世帯あたり月額500円とする。
- (2) 会費は12ヶ月単位で、先払いとし、4月に会員各位の近畿労働金庫京都支店口座より自動引き落としとする。ただし、やむを得ない事情のある場合は、会計委員と当該会員の合議によって集金方法を決定する。
- (3) 新しく入会する会員の会費は入会日の月より月割りで徴収する。

(不返還の原則)

第十八条 自治会費の収納金は原則として返還しないものとする。

但し、会員が4月1日～9月30日の間に転出し、かつ9月20日までに退会届を受理した場合に限り、当期既納の会費のうち、下期分(3000円)を返金することができる。

(会計年度)

第十九条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計報告)

第二十条 会計委員は、会長もしくは班長会の要請が有れば随時報告を行い、当該年度の会計収支を決算し、その会計年度末に会計監査委員の監査を受ける。

- (1) 会計監査終了後、4月の定期総会において承認を得るものとする。

(会計監査)

第二十一条 会計監査は毎年1回、会計年度終了後に行うものとし、監査事項は次の通りとする。

- (1) 収支に関する決算書類
- (2) 事業報告
- (3) 財産目録
- (4) その他必要書類

第五章 付則

(備付帳簿)

第二十二条 本会には、次の帳簿等を備え付ける。

- (1) 自治会会則
- (2) 班長名簿および自治会会員名簿
- (3) 班別班長当番順位表
- (4) 会計関係簿および収支証票
- (5) 議事録
- (6) 年度収支決算および年度予算書
- (7) 事業計画および事業報告書
- (8) 備品台帳

(9) その他必要書類

(弔慰規定)

第二十三条 会員家族（同居者）がご逝去された場合、供花（5,000 円相当）と、弔慰金 5,000 円を供える。

(他の団体との関係)

第二十四条 桂坂自治連合会への会費納入は、第十七条で規定した本会の会費から支出する。
(桂坂自主防災会)

第二十五条

- (1) 本会は、桂坂自主防災会はなみずき支部をサンシティ桂坂ロイヤル団地管理組合と合同にて組織する。
- (2) 防災部長は自治会長が兼務するが、双方協力のうえ18名で構成する。
- (3) 活動に当たっては、サンシティ桂坂ロイヤル団地管理組合が組織する“自衛消防隊”と協力する。
- (4) ついては、別途「防災協定書」を締結する。
- (5) 自主防災会の目的は、火災、地震、風水害、その他の災害に対し被害の軽減、或いは未然防止を目的として活動する。

(会則の解釈)

第二十六条 この会則の解釈等に疑義が生じた場合は、その解釈の決定は班長会に於いて行い、つぎの総会の承認を得るものとする。

(効力)

第二十七条 第1回目の総会は、本会則の承認を議案とし、総会終了後、平成4年12月6日より施行される。

(会則特例)

第二十八条 前条総会終了後、ただちに本会は正式に設立されたものとするも、自治会費については、平成5年4月1日より徴収する。

第六章 会則の改正

(改訂)

第二十九条

- (1) 本会則の一部を改訂補足し、平成6年4月3日より実施する。
- (2) 本会則の一部を改訂補足し、平成7年4月9日より実施する。
- (3) 本会則の一部を改訂補足し、平成8年4月14日より実施する。
- (4) 本会則の一部を改訂補足し、平成9年4月6日より実施する。
- (5) 本会則の一部を改訂補足し、平成10年4月5日より実施する。
- (6) 本会則の一部を改訂補足し、平成12年4月2日より実施する。
- (7) 本会則の一部を改訂補足し、平成15年4月1日より実施する。
- (8) 本会則の一部を改訂補足し、平成16年4月5日より実施する。
- (9) 本会則の一部を改訂補足し、平成17年4月3日より実施する。
- (10) 本会則の一部を改訂補足し、平成19年4月2日より実施する。
- (11) 本会則の一部を改訂補足し、平成21年4月5日より実施する。